

# 国立大学法人山口大学職員給与決定規則

平成16年4月1日規則第47号

改正	平成16年10月28日規則第281号	平成17年3月24日規則第49号
	平成17年11月24日規則第114号	平成18年3月23日規則第37号
	平成19年3月22日規則第42号	平成19年11月29日規則第131号
	平成20年3月27日規則第73号	平成21年3月25日規則第33号
	平成21年5月29日規則第60号	平成21年12月1日規則第89号
	平成22年3月30日規則第50号	平成22年11月26日規則第145号
	平成23年3月31日規則第33号	平成23年12月28日規則第91号
	平成24年3月15日規則第40号	平成25年3月26日規則第62号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学職員就業規則（平成16年規則第41号。以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の職員の給与の種類及び決定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の区分)

第2条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給、俸給調整給及び教職調整給とする。
- (2) 諸手当は、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、役職手当、職務付加手当、特殊勤務手当、有資格者職務手当、特別貢献手当、在外勤務手当、宿日直手当、役職者勤務手当、義務教育等教員手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当とする。
- (3) 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 前項に定めるもののほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3に規定する地域手当の支給地域に所在する国又はこれに準ずる機関の職員から人事交流により引き続き本法人に採用された職員には、給与として給与法第11条の7に規定する地域手当の異動保障に準じて、当該地域手当相当額を支給することができる。

## 第2章 俸給の決定

### (俸給表)

第3条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用職種は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表（別表第1）

- (2) 技能職俸給表（別表第2）
- (3) 大学教育職・教務職俸給表（別表第3）
- (4) 附属学校教育職俸給表（一）（別表第4）
- (5) 附属学校教育職俸給表（二）（別表第5）
- (6) 医療職俸給表（別表第6）
- (7) 看護職俸給表（別表第7）

（初任給）

第4条 新たに採用する職員の初任給は、その者の就く職種に応じ、かつ、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、俸給表、職務の級及び号俸を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その採用について特別の事情があると認められる者の初任給の決定について、学長は、役員会の議を経て、俸給月額を別に定めることができるものとする。

（昇格）

第5条 就業規則第10条の規定により昇任させたときは、同一の俸給表の職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員の勤務成績、職務能力等の総合的な評価により、同一の俸給表の適正な上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第6条 就業規則第23条の規定により降任させたときは、同一の俸給表の職務に応じた下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第7条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（技能職俸給表の適用を受ける職員にあっては57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができ

ない。

5 満63歳に達する日以後における最初の4月1日以降に在職する職員は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、昇給しない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

## 第8条 削除

(その他の俸給の決定)

第9条 第4条から第7条までの規定による俸給の決定以外の俸給の決定は、職員の就く職種に応じ、行うものとする。

## 第3章 基本給

(俸給)

第10条 職員の俸給は、第3条に規定する俸給表の職務の級及び号俸に応じた俸給月額又は第4条第2項に規定する俸給月額を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第11条 勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給調整給、教職調整給、初任給調整手当、広域異動手当、地域手当相当額、役職手当、有資格者職務手当及び義務教育等教員手当の月額の合計額を1年間における1月当たりの平均の所定の勤務時間数で除して得た額とする。ただし、第25条及び第26条に規定する勤務が特殊勤務手当(夜間診療等の業務及び夜間看護等の業務に係る手当を除く。)を支給する作業又は業務である場合については、当該勤務に係る勤務1時間当たりの額(その額が日額の場合は、その額を7.75で除して得た額)を加算した額とする。

(端数計算)

第12条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額等、第25条から第27条までの規定により支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当の額を算定する場合の端数処理については、国立大学法人山口大学職員給与支給規則第5条の規定によるものとする。

(俸給調整給)

第13条 同一の俸給表において、業務の複雑性、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境等その他労働条件に差異があると認められる職員には、その業務を行う職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた調整基本額に当該職員ごとに定められた調整数を乗じて得た額を俸給調整給として支給する。

(教職調整給)

第14条 教育学部附属学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、その職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教職調整給を支給する。

2 教職調整給は、俸給月額に100分の4を乗じて得た額とする。

#### 第4章 諸手当

##### (初任給調整手当)

第15条 大学教育職・教務職俸給表の適用を受け、業務遂行上、医学又は歯学に関する専門知識を必要とすると認められる職員（医師免許又は歯科医師免許を有する職員に限る。）に採用された場合には、採用の日から35年以内の期間、月額50,000円を超えない範囲の額を、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 職員が、前項に規定する職を占めることとなった場合には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

##### (扶養手当)

第16条 扶養手当は、次の表に掲げる扶養親族（他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者に限る。以下この条において同じ。）のある職員に支給し、扶養手当の月額はそれぞれ同表に掲げる額とする。

扶養親族	月額
1 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この表において同じ。）	13,000円
2 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。ただし、職員に扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がある場合は1人につき5,000円を加算する。
3 満60歳以上の父母及び祖父母	
4 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
5 重度心身障害者	

##### (住居手当)

第17条 住居手当は、次の表に掲げる職員に支給し、住居手当の月額はそれぞれ同表に掲げる額とする。

職員の区分	月額
1 自ら居住するため、住宅（借間を含む。この表の第3項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（本法人、国等から有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他これに準ずる職員を除	(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この表において同じ。） (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23000円

く。)	を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
2 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本法人、国等から貸与されている有料宿舎を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれに準ずるもの	この表の第1項第1号又は第2号の額の2分の1の額

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の表に掲げる職員に支給し、通勤手当の月額はそれぞれ同表に掲げる額とする。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員はこの限りでない。

職員の区分	支給額	
1 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等という。）を利用してその運賃を負担することを常例とする職員	交通機関等ごとに通勤に要する最高で6か月の単位で算出した運賃等相当額（以下この条において単に「運賃等相当額」という。）。ただし、1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。	
2 通勤のため、自動車その他の交通の用具（以下「交通用具」という。）を使用することを常例とする職員	交通用具の使用距離	月額
	5 km未満	2,000円
	5 km以上10km未満	4,100円
	10km以上15km未満	6,500円
	15km以上20km未満	8,900円
	20km以上25km未満	11,300円
	25km以上30km未満	13,700円
	30km以上35km未満	16,100円
	35km以上40km未満	18,500円
	40km以上45km未満	20,900円
	45km以上50km未満	21,800円
	50km以上55km未満	22,700円
55km以上60km未満	23,600円	
60km以上	24,500円	
3 この表の第1項と前項の併用者	(1) 利用する交通機関等の距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、交通用具の使用距	

	<p>離が片道 2 km以上の者 この表の前 2 項に定める額（1 か月あたりの運賃等相当額及び前項の額との合計額が55,000円を超えるときは, 55,000円）</p> <p>(2) 前号以外の者 この表の第 1 項に定める額又はこの表の前項に定める額</p>
--	--

- 2 部局等を異にする異動又は人事交流による採用（以下この項において「異動等」という。）に伴い、異動等の直前の住居からの通勤が異動等前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなったため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）を利用することにより、通勤事情の改善に資するものであると認められた職員及びこれに準ずる職員の通勤手当の額は、前項の額に新幹線鉄道等ごとに通勤に要する最高で3か月の単位で算出した特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下この項において「特別料金等2分の1相当額」という。）を加えた額とする。ただし、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるときは20,000円とする。
- 3 第1項の表の第1項及び前項の規定により通勤手当を支給される職員について、退職、解雇又は死亡その他の事由が生じた場合には、当該職員にこれらの事由が生じた後の期間等を考慮した額を返納させるものとする。
- 4 出張、休暇その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

（単身赴任手当）

第19条 部局等を異にする異動又は人事交流による採用（以下この項において「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の直前の住居（異動等後に配偶者が移転した場合は移転後の配偶者の住居）から異動等後に勤務する部局等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員及びこれに準ずる職員には、月額23,000円に、職員の異動等後の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じた次の表に掲げる額を加算した額を単身赴任手当として支給する。

交通距離	加算額
100 k m未満	0 円
100 k m以上 300 k m未満	6,000円
300 k m以上 500 k m未満	12,000円
500 k m以上 700 k m未満	18,000円
700 k m以上 900 k m未満	24,000円
900 k m以上 1,100 k m未満	30,000円
1,100 k m以上 1,300 k m未満	35,000円
1,300 k m以上 1,500 k m未満	40,000円
1,500 k m以上	45,000円

(広域異動手当)

第19条の2 部局等を異にする異動又は人事交流による採用（以下この条において「異動等」という。）に伴い、異動等直前の勤務箇所から異動等直後の勤務箇所までの距離及び異動等直前の住居から異動等直後の勤務箇所までの距離がいずれも60km以上であるときは、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給調整給、教職調整給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる当該異動等直前の勤務箇所から異動等直後の勤務箇所までの距離の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を広域異動手当として支給する。

- (1) 300km以上 100分の6
- (2) 60km以上300km未満 100分の3

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過するまでの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により、さらに広域異動手当が支給されることとなるものについては、次の各号により取り扱う。

- (1) 再異動等に係る支給割合が当初広域異動等に係る支給割合を上回るとき又は同一の割合になるとき 再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当は支給しない。
- (2) 再異動等に係る支給割合が当初広域異動等に係る支給割合を下回るとき 当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第2条第2項に規定する地域手当相当額を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当相当額の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当相当額の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

(役職手当)

第20条 次の各号の表の左欄に掲げる適用区分に該当する役職にある職員には、その職員の職務の級に応じ、同表右欄に定める役職手当を支給する。

(1) 一般職俸給表

適用区分	職務の級	役職手当
1種	9級	130,300円
	8級	117,500円
2種	8級	94,000円
	7級	88,500円
	6級	83,100円
3種	8級	82,200円
	7級	77,400円
	6級	72,700円

4種	6級	62,300円
	5級	59,500円
	4級	55,500円
5種	5級	49,600円
	4級	46,300円

(2) 大学教育職・教務職俸給表

適用区分	職務の級	役職手当
1種	5級	133,600円
2種	5級	106,900円
3種	5級	93,500円
4種	5級	80,200円
5種	5級	66,800円

(3) 附属学校教育職俸給表 (一)

適用区分	職務の級	役職手当
5種	4級	56,900円
	2級	33,400円

(4) 附属学校教育職俸給表 (二)

適用区分	職務の級	役職手当
4種	4級	65,100円
5種	4級	54,300円
	3級	53,700円

(5) 看護職俸給表

適用区分	職務の級	役職手当
3種	6級	75,800円
	5級	69,100円

(職務付加手当)

第20条の2 大学教育職・教務職俸給表の適用を受ける職員のうち次表左欄に掲げる適用区分に該当する役職にある職員には、その職員の職務の級に応じ、同表右欄に定める職務付加手当を支給する。

適用区分	職務の級	職務付加手当
6種	5級	53,400円
7種	5級	42,800円
8種	5級	32,100円
9種	5級	21,400円

(特殊勤務手当)

第21条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員には、次の各号に掲げる勤務に応じて、それぞれ勤務の内容に応じた特殊勤務手当を支給する。



- (1) 高所作業
- (2) 死体処理作業
- (3) 放射線取扱の作業又は業務
- (4) 夜間診療等の業務
- (5) 夜間看護等の業務
- (6) 附属学校教育職員特殊業務
- (7) 教育実習等指導業務
- (8) 多学年学級における授業又は指導
- (9) 教育業務連絡指導等の業務
- (10) 入学試験業務
- (11) 学位論文審査業務
- (12) 分娩取扱の業務
- (13) 深夜緊急の業務
- (14) ドクターヘリ搭乗の業務
- (15) 教員免許状更新講習業務
- (16) 学校医・学校歯科医業務
- (17) その他前号までに準ずると認められる特殊勤務

(有資格者職務手当)

第21条の2 法令その他の定めにより置く次表左欄に掲げる職務を担当する職員には、それぞれ同表右欄に掲げる額の有資格者職務手当を支給する。ただし、当該職員が、月の初日から末日までの期間の全勤務日数にわたって勤務しなかったときは、その月の有資格者職務手当は支給しない。

職 務 の 区 分	月 額
産業医	10,000円
衛生管理者	3,000円
放射線取扱主任者（代理者を含む。）	3,000円
作業主任者	2,000円

2 前項に定める職務の区分のうち、放射線取扱主任者の代理者については、1月以上にわたって放射線取扱主任者の職務を代行した場合に有資格者職務手当を支給する。

(特別貢献手当)

第21条の3 次の各号に該当する職員であって、本法人が認めた者に、当該各号に定める額を限度として特別貢献手当を支給する。

- (1) 顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた職員 300,000円
- (2) 独創的な研究開発に継続的に取り組み、競争的資金の獲得が著しく優れている職員 200,000円
- (3) 医学部附属病院において診療に従事することにより、良好な病院収益の確保に貢献した職員 300,000円

(4) その他これらに準ずる貢献をした職員 100,000円

(在外勤務手当)

第21条の4 本法人と海外の政府・研究機関等との協定等により、本法人の身分を有したまま海外の政府・研究機関等において勤務を命ぜられた職員（以下「在外職員」という。）には、次の各号に掲げる手当を当該各号に定めるところにより、在外勤務手当として支給する。

(1) 在勤基本手当 在勤基本手当は、在外職員が海外において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するため支給する。在勤基本手当の月額は、別表第8に定めるところによる。

(2) 在外住居手当 在外住居手当は、在外職員が海外において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給する。在外住居手当の月額は、在外職員が居住する住宅の1か月に要する家賃額とする。ただし、別表第9に定める級の区分に応じた限度額（扶養親族を伴わない在外職員の場合にあっては、当該限度額に100分の80を乗じて得た額に相当する額）を超えるときは、当該限度額とする。

(宿日直手当)

第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師免許又は歯科医師免許を有する教授、准教授、講師、助教又は助手の宿日直勤務にあっては14,000円、救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の宿日直勤務にあっては5,900円）を宿日直手当として支給する。

(役職者勤務手当)

第23条 役職手当を支給される職員のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第58号。以下「勤務時間等規則」という。）第6条第1項各号に規定する休日（他の勤務日に振り替えられた休日を含む。）に勤務した場合は、役職手当の区分に応じて、勤務1回につき12,000円（実働時間が6時間を超える勤務にあっては、18,000円）を限度として役職者勤務手当を支給する。

(義務教育等教員手当)

第24条 教育学部附属学校に勤務する副校長（副園長）、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、職務の級及び号俸に応じて、20,200円を限度として義務教育等教員手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第25条 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時

間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ次の各号に定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務については、それぞれ100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125

(2) 勤務時間等規則第6条第1項各号に規定する休日100分の135

2 前項に定めるもののほか、勤務時間等規則第16条前段の規定により他の勤務日に振り替えられた休日に勤務を命ぜられ、当該勤務を命ぜられた日の属する週の勤務時間が、1週間の所定勤務時間を超える場合、勤務を命ぜられた日の所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて行った勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 職員の過半数で組織する労働組合がある場合は、その労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定（以下「労使協定」という。）に定めるところにより、時間外勤務代替休暇を取得する意向を示した者には、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までである場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までである場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給しない。ただし、労使協定に定める期間内に当該時間外代替休暇が取得されなかった場合には、当該減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

第26条 勤務時間等規則第6条第1項第2号から第4号までに規定する休日（他の勤務日に振り替えられた休日を含む。）において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。休日に準ずる日において勤務した職員についても同様とする。

（夜勤手当）

第27条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25の割合を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

2 第23条の規定が適用される職員のうち、所定の勤務時間以外で午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたものには、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25の割合を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

## 第5章 賞与

### (期末手当)

第28条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職し、解雇（就業規則第24条第1項の規定による解雇（以下「当然解雇」という。）及び同規則第51条第1号の規定による懲戒解雇（以下「懲戒解雇」という。）を除く。第30条において同じ。）され、又は死亡した職員には、期末手当基礎額（基準日又は退職日、解雇日若しくは死亡日現在において職員が受けるべき俸給、俸給調整給、教職調整給、扶養手当、広域異動手当及び地域手当相当額の月額合計額に役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額をいう。）に、6月期においては100分の122.5（特定管理職員にあっては100分の102.5）、12月期においては100分の137.5（特定管理職員にあっては100分の117.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（当該期間に休職等の期間がある場合はそれらを除算した期間）に応じた割合を乗じて得た額を期末手当として支給する。ただし、職員が基準日前1か月以内に人事交流により退職し、引き続き国又はこれに準ずる機関の職員となった場合は、期末手当を支給しないことができる。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条本文の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。

- (1) 基準日から支給日の前日までの間に当然解雇された職員
- (2) 基準日から支給日の前日までの間に懲戒解雇された職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

2 支給日に期末手当を支給することとされていた職員のうち、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑

事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下この条において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本法人の公共上の見地から行う業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 3 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

#### (勤勉手当)

第30条 基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員には、勤勉手当基礎額（基準日又は退職日、解雇日若しくは死亡日現在において職員が受けるべき俸給、俸給調整給、教職調整給、広域異動手当及び地域手当相当額の月額合計額に役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額をいう。）に、それぞれ基準日前6か月以内の勤務期間（当該期間に休職等の期間がある場合はそれらを除算した期間）に応じた割合及びその者の勤務成績に応じて定める割合を乗じて得た額を勤勉手当として支給する。ただし、職員が基準日前1か月以内に人事交流により退職し、引き続き国又はこれに準ずる機関の職員となった場合は、勤勉手当を支給しないことができる。

- 2 勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員が受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあつては100分の87.5）を乗じて得た額の範囲内とする。

- 3 前条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条本文」とあるのは「前項本文」と読み替えるものとする。

## 第6章 在籍出向者等の給与

### (在籍出向者の給与)

第31条 職員を就業規則第11条の規定により在籍出向させた場合に、当該職員に係る給与について、覚書等により出向先の機関の就業規則を適用すると定めているときは、その在籍出向の期間中、当該職員に対して給与を支給しない。

### (休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の100分の100以内(労基法第76条の規定による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する休業補償給付(休業特別支援金を含む。)又は傷病補償年金(以下「労災補償給付等」という。)がある場合は当該労災補償給付等の額を控除した残額)を支給することができる。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年(結核性疾病にあっては2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、住居手当、広域異動手当、地域手当相当額及び期末手当の100分の80以内を支給することができる。
- 3 附属学校教育職俸給表(一)又は附属学校教育職俸給表(二)の適用を受ける職員が、結核性疾病により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、前項の規定にかかわらず、その休職の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第13条第1項第2号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、住居手当、広域異動手当及び地域手当相当額のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、住居手当、広域異動手当、地域手当相当額及び期末手当のそれぞれ100分の70(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合は100分の100)以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、住居手当、広域異動手当、地域手当相当額及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第13条第1項第5号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、この規則に規定するいかなる給与も支給しない。ただし、同号に規定する休職について、給与を支給することが適当であると認められた場合はこの限りでない。

(育児休業等の給与)

第33条 職員が国立大学法人山口大学職員等育児休業規則（平成16年規則第59号）第2条第1号の規定により育児休業をした場合は、その育児休業の期間中、この規則に規定するいかなる給与も支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第28条に規定する基準日に育児休業中の職員のうち、基準日前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給する。

3 職員が国立大学法人山口大学における育児又は介護を行う職員の勤務の緩和措置に関する規則（平成17年規則第44号。以下「勤務の緩和措置に関する規則」という。）第2条第1号に規定する育児短時間勤務をした場合については、その勤務しない時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等の給与)

第34条 職員が国立大学法人山口大学職員等介護休業規則（平成16年規則第60号）第2条第1号の規定により介護休業をした場合は、その介護休業の期間中、この規則に規定するいかなる給与も支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第28条に規定する基準日に介護休業中の職員のうち、基準日前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給する。

3 職員が勤務の緩和措置に関する規則第2条第2号に規定する介護短時間勤務をした場合は、その期間の勤務をしない1時間について第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給し、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

(大学院修学休業者の給与)

第35条 職員が就業規則第44条の規定により大学院修学休業をする場合は、その大学院修学休業の期間中、この規則に規定するいかなる給与も支給しない。

(給与の減額)

第36条 職員が所定の勤務時間を勤務しないときは、就業規則第41条に規定する休日又は休暇等による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間等について、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のため勤務時間等規則第24条に規定する病気休暇の期間につき労災補償給付等を受ける場合にあつては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償給付等を受ける額に相当する額を控除した額を支給する。

(勤務時間内兼業従事者の給与の減額)

第37条 職員が国立大学法人山口大学職員兼業規則（平成16年規則第49号）第11条第2項第2号の規定により勤務時間内に兼業に従事した場合は、前条の規定にかかわらず、その兼業に従事した時間等について、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を減額して給与を支給する。

(俸給の半減)

第38条 第36条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。この場合において、俸給が半減される期間中、俸給調整給、教職調整給、広域異動手当、地域手当相当額、期末手当及び勤勉手当の額は、当該半減後の額を基礎として算出するものとする。

## 第7章 その他

(特定の職員についての適用除外)

第39条 第4条第2項の規定により初任給が決定される職員には、第5条から第7条まで、第9条、第13条から第17条まで、第20条から第24条まで及び第28条から第30条までの規定は適用しないことがある。

2 第21条の4の規定が適用される職員には、第13条及び第14条並びに第17条から第27条までの規定は適用しない。

3 第23条の規定が適用される職員には、第25条及び第26条の規定は適用しない。

(権限の委任)

第40条 学長は、この規則による権限の一部を他の役員又は職員に委任することができる。

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、職員の給与の決定等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給表の適用)

第2条 この規則の施行日の前日において、給与法の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）のうち、この規則の施行日の前日に次の表の左欄に掲げる給与法の規定による俸給表の適用を受けていたものについては、別に発令されない限り、



それぞれ同表の右欄に掲げる第3条に規定する俸給表が施行日において適用されるものとする。

給与法の規定による俸給表	第3条に規定する俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表
行政職俸給表（二）	技能職俸給表
教育職俸給表（一）	大学教育職・教務職俸給表
教育職俸給表（二）	附属学校教育職俸給表（一）
教育職俸給表（三）	附属学校教育職俸給表（二）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表
医療職俸給表（三）	看護職俸給表

（俸給月額等）

第3条 前条の規定が適用される承継職員については、この規則の施行日の前日に給与法の規定により受けていた職務の級、俸給月額及び次期昇給期が施行日において決定されたものとする。

（俸給調整給）

第4条 承継職員のうち、この規則の施行日の前日に給与法第10条に規定する俸給の調整額の支給を受けていたものの第13条に規定する俸給調整給の支給については、別に支給要件等に変更がない限り、従前のおりとする。

（諸手当）

第5条 承継職員のうち、この規則の施行日の前日に給与法第10条の3に規定する初任給調整手当、給与法第11条に規定する扶養手当、給与法第11条の9に規定する住居手当、給与法第12条に規定する通勤手当及び給与法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていたものの第15条に規定する初任給調整手当、第16条に規定する扶養手当、第17条に規定する住居手当、第18条に規定する通勤手当及び第19条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に変更がない限り、従前のおりとする。

（休職者の給与）

第6条 承継職員のうち、この規則の施行日の前日に給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていたものの第32条に規定する休職者の給与については、別に発令されない限り、従前のおりとする。

（経過措置等）

第7条 承継職員でこの規則の施行日の前日に給与法第6条に規定する指定職俸給表（以下この項において単に「指定職俸給表」という。）の号俸の適用を受けていたもののうち、特定の職員の給与については、第3条の規定にかかわらず、当該指定職俸給表の号俸の適用を受ける職員の給与の例による給与を支給することができる。

2 承継職員のうち、給与法第11条の7に規定する調整手当（以下この項及び次項において単に「調整手当」という。）の適用を受けていたものには、当該調整手当の例による給与を支給する。

3 この規則施行後、調整手当の支給地域に所在する国又はこれに準ずる機関（以下この項において「支給地機関」という。）の職員から人事交流により引き続き採用さ

れた職員又は支給地機関へ在籍出向した職員で本法人において給与を支給することとなるものには、調整手当の例による給与を支給する。

4 この規則の施行日の前日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けていた職員の昇給については、第7条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、給与法等の例により昇給させることができる。

5 施行日から平成18年3月31日までにおける第13条に規定する俸給調整給の額は、同条の規定にかかわらず、人事院規則9-6の一部を改正する人事院規則（平成14年規則9-6-47）の経過措置による俸給の調整額の額とする。

（55歳を超える職員の減額の特例）

第8条 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。以下この条及び次条において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第38条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条前段の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この条、附則第10条及び第11条において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この条及び附則第10条において「俸給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当相当額 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当相当額の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低の号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当相当額の月額）

(3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びに当該俸給月額に対する地域手当相当額及び広域異動手当の月額の合計額（役職段階別加算額が支給される職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当に関する取扱要項（以下「取扱要項」という。）別表アで定める割合を乗じて得た額（管理職加算額が支給される職員（以下この号及び次号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に取扱要項

別表イで定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第28条本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る取扱要項別表ウに定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに当該俸給月額減額基礎額に対する地域手当相当額及び広域異動手当の月額の合計額(役職段階別加算額が支給される職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に取扱要項別表アで定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に取扱要項別表イで定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第28条本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る取扱要項別表ウに定める割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びに当該俸給月額に対する地域手当相当額及び広域異動手当の月額の合計額(役職段階別加算額が支給される職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に取扱要項別表アで定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額に取扱要項別表イで定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第11条において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第1項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに当該俸給月額減額基礎額に対する地域手当相当額及び広域異動手当の月額の合計額(役職段階別加算額が支給される職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に取扱要項別表アで定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に取扱要項別表イで定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第11条において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第1項本文に規定する割合を乗じて得た額)
- (6) 第32条第1項から第6項まで又は第7項ただし書の規定により支給される給与  
当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第32条第1項 前各号に定める額
  - ロ 第32条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第32条第3項 前各号に定める額
  - ニ 第32条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第32条第5項又は第6項 第1号から第4号までに定める額に、それぞれ該当する各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ヘ 第32条第7項ただし書 前各号に定める額に、別に定める当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
-

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級
大学教育職・教務職俸給表	5級
附属学校教育職俸給表（一）	4級
附属学校教育職俸給表（二）	4級
医療職俸給表	6級
看護職俸給表	6級

第9条 前条に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同条の減ずる額の計算その他同条の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

第10条 附則第8条の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第25条から第27条まで、第33条、第34条、第36条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第11条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びに当該俸給月額に対する地域手当相当額及び広域異動手当の合計額を1年間における1月当たりの平均の所定の勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びに当該俸給月額減額基礎額に対する地域手当相当額及び広域異動手当の月額合計額を1年間における1月当たりの平均の所定の勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

第11条 附則第8条の規定が適用される間、第30条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第8条の規定により給与が減ぜられて支給される職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあつては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

この規則は、平成16年10月28日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則の規定は、平成16年10月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第2条 平成17年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の国立大学法人山口大学職員給与決定規則（以下「給与決定規則」という。）別表第1から別表第7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受け

ていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

第3条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第4条 前2条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与決定規則の規定に従って定められたものでなければならない。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
技能職俸給表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
大学教育職・教務職	5 級	5 級

俸給表	6 級
-----	-----

(号俸等の切替え)

第3条 施行日の前日において改正前の国立大学法人山口大学職員給与決定規則（以下「旧給与決定規則」という。）別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて別に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて別に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

第4条 施行日の前日において旧給与決定規則別表第1から第7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給月額は、別に定める。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

第5条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第6条 前4条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、旧給与決定規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日において、次の表に規定する俸給表、職務の級及び号俸に該当しない者にあつては、当該俸給月額に100分の99.1（平成21年12月1日において、次の表に規定する俸給表、職務の級及び号俸に該当する者にあつては、100分の99.34）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人山口大学職員給与決定規則附則第8条の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで

	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技能職俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
大学教育職・教務職俸給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
附属学校教育職俸給表（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
附属学校教育職俸給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
医療職俸給表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
看護職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

2 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。

（平成22年3月31日までの適用に関する特例）

第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第7条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

第9条 削除

（手当支給の経過措置）

第10条 施行日の前日から引き続き在職する職員で、改正前の給与法第11条の7に規定する調整手当の異動保障に準じて給与が支給されているもののうち、異動保障期

間の末日が施行日以降となるものについては、改正後の給与法第11条の7に規定する地域手当の異動保障に準じて、当該地域手当相当額を支給する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第2条 平成20年3月31日までの間においては、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則（以下「改正後規則」という。）第19条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第3条 改正後規則第19条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規則施行の日の前日までの間に職員が部局等を異にする異動をした場合又は人事交流による採用をされた場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(役職手当に関する経過措置)

第4条 この規則施行の日の前日に改正前の国立大学法人山口大学職員給与決定規則第20条の規定による役職手当が支給されていた者のうち、この規則施行の日以降も引き続き同じ職に就くことにより改正後規則第20条の規定による役職手当が支給される者で、当該役職手当の額がこの規則施行の日の前日に受けていた役職手当の額に達しないこととなるものには、当該役職手当のほか、当該役職手当とこの施行の日の前日に受けていた役職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を役職手当として支給する。

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | 100/100 |
| (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで | 75/100  |
| (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで | 50/100  |
| (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで | 25/100  |

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成19年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則（以下「改正後規則」という。）第16条、第19条の2及び別表第1から別表第7までの規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、平成19年4月1日から施行日までの間に退職した者（国立大学法人山口大学職員退職手当規則（平成16年規則第66号）第9条第4項又は第17条の規定により退職手当を支給していない者を除く。）には適用しない。

(平成19年12月に支給される勤勉手当の特例)



第2条 平成19年12月に支給される勤勉手当の総額は、改正後規則第30条第2項の規定にかかわらず、100分の77.5（特定幹部職員にあっては100分の97.5）を乗じて得た額の範囲内とする。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

第3条 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、改正前の国立大学法人山口大学職員給与決定規則（以下「改正前規則」という。）の規定により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、別に定める職員の改正後規則の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、別に定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）

第4条 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後規則の規定により新たに俸給表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸等に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号俸は、当該適用又は異動について、まず改正前規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、勤務時間等規則第3条、第7条、別表第2及び別表第3の規定により現に施行日を含む施行日前後の期間に4週間単位の変形労働時間を割り振られている職員の当該期間の勤務1時間当たりの給与額は、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則第21条の規定は、平成21年10月1日から適用する。ただし、第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則第21条の規定は、平成22年11月22日から適用する。ただし、第3条及び附則第3項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則附則第8条の規定の適用については、同条中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「国立大学法人山口大学職員給与決定規則等の一部を改正する規則（平成22年規則第145号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高号俸を受ける者を除く。）のうち、平成22年1月1日において国立大学法人山口大学職員給与決定規則第7条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日においてこの規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則の一部を改正する規則（平成18年規則第37号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第7条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の国立大学法人山口大学職員給与決定規則第7条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 3 平成25年4月1日において平成18年改正規則附則第7条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位

の号俸とする。

- 4 平成26年4月1日において平成18年改正規則附則第7条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員給与決定規則のうち在外勤務手当に関する規定は、平成25年3月1日から適用する。

別表第1 一般職俸給表

職務級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	

40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				

83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
86	239,700	294,800	343,200	383,900						
87	240,400	295,100	343,700	384,500						
88	241,100	295,500	344,200	385,100						
89	241,900	295,800	344,600	385,800						
90	242,400	296,200	345,100	386,400						
91	242,900	296,600	345,600	387,000						
92	243,400	297,000	346,100	387,600						
93	243,700	297,100	346,300	388,300						
94		297,500	346,800							
95		297,900	347,300							
96		298,300	347,800							
97		298,500	347,900							
98		298,900	348,400							
99		299,300	348,900							
100		299,700	349,400							
101		299,900	349,700							
102		300,300	350,100							
103		300,700	350,500							
104		301,100	350,900							
105		301,300	351,400							
106		301,600	351,800							
107		302,000	352,200							
108		302,400	352,600							
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200								
115		304,600								
116		305,000								
117		305,200								
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								

125		307,800							
-----	--	---------	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、事務系職員、施設系技術職員、教育研究系技術職員及び図書系職員に適用する。

別表第2 技能職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200



40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	
71	204,700	254,400	285,300	314,800	
72	205,300	255,000	286,100	315,300	
73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100	
75	207,300	256,200	288,600	316,600	
76	208,100	256,700	289,400	317,100	
77	208,500	257,300	290,000	317,300	
78	209,200	257,800	290,600	317,700	
79	209,900	258,300	291,100	318,100	
80	210,600	258,800	291,500	318,500	
81	211,300	259,200	292,000	319,000	

82	212,000	259,500	292,500	319,400
83	212,700	259,800	293,000	319,800
84	213,400	260,100	293,500	320,200
85	214,100	260,300	293,900	320,500
86	214,800	260,700	294,500	320,900
87	215,500	261,000	295,100	321,300
88	216,200	261,300	295,700	321,700
89	216,800	261,500	296,000	322,000
90	217,400	261,700	296,500	322,400
91	218,000	262,100	297,000	322,800
92	218,600	262,300	297,500	323,200
93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400
102	223,900	265,300	302,000	
103	224,500	265,600	302,400	
104	225,100	265,900	302,800	
105	225,500	266,100	303,100	
106	226,000	266,400	303,500	
107	226,500	266,700	303,900	
108	227,000	267,000	304,300	
109	227,200	267,300	304,700	
110	227,600	267,600	305,100	
111	228,100	267,900	305,500	
112	228,600	268,200	305,900	
113	229,100	268,400	306,100	
114	229,600	268,700	306,500	
115	230,100	269,000	306,900	
116	230,600	269,300	307,300	
117	231,000	269,600	307,600	
118	231,400	269,900	308,000	
119	231,800	270,200	308,400	
120	232,200	270,500	308,800	
121	232,600	270,600	309,000	
122		270,900	309,400	
123		271,200	309,800	
124		271,500	310,200	

125	271,600	310,400		
126	271,900	310,800		
127	272,200	311,200		
128	272,500	311,600		
129	272,600	311,800		
130	272,900	312,200		
131	273,200	312,600		
132	273,500	313,000		
133	273,600	313,200		
134	273,900			
135	274,200			
136	274,500			
137	274,600			

備考 この表は、技能系職員に適用する。

別表第3 大学教育職・教務職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000	542,500
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500	545,600
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000	548,800
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500	552,000
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100	555,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600	557,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100	560,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600	562,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900	565,000
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400	566,900
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900	568,800
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400	570,700
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200	572,500
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500	574,000
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900	575,500
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200	577,000
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600	578,500
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000	579,500
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400	580,500
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800	581,500
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300	582,600
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700	
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100	
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500	
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,500	
26	215,900	268,800	334,600	387,200	467,700	
27	218,000	271,800	337,100	389,100	469,900	
28	220,100	274,800	339,600	391,000	472,100	
29	222,100	277,800	342,000	393,000	474,300	
30	224,400	280,500	344,200	394,800	476,600	
31	226,700	283,200	346,400	396,600	478,800	
32	229,000	285,900	348,600	398,400	481,000	
33	231,400	288,500	350,900	400,200	483,000	
34	233,300	291,400	353,200	402,000	485,200	
35	235,200	294,200	355,500	403,800	487,500	
36	237,100	297,000	357,800	405,600	489,800	
37	239,000	299,800	359,900	407,200	492,000	
38	241,100	302,100	362,000	408,900	494,000	
39	243,100	304,400	364,100	410,600	496,000	

40	245,100	306,700	366,100	412,300	498,000
41	247,200	308,900	368,100	413,700	500,100
42	249,100	310,100	370,000	415,300	502,000
43	251,000	311,300	371,900	416,900	503,900
44	252,900	312,500	373,800	418,500	505,800
45	254,700	313,600	375,800	419,900	507,800
46	256,600	314,800	377,600	421,500	509,600
47	258,500	316,000	379,400	423,100	511,500
48	260,400	317,200	381,200	424,700	513,400
49	262,000	318,200	383,100	426,300	515,200
50	263,300	319,300	384,900	427,600	517,000
51	264,500	320,400	386,700	428,900	518,900
52	265,800	321,500	388,500	430,200	520,800
53	266,800	322,700	389,900	431,000	522,700
54	267,900	323,800	391,400	432,000	524,400
55	269,000	324,900	392,900	432,900	526,100
56	270,100	326,000	394,500	433,800	527,800
57	271,300	327,100	395,900	434,800	529,500
58	272,500	328,200	397,300	435,700	530,800
59	273,700	329,300	398,800	436,700	532,100
60	274,900	330,300	400,300	437,600	533,400
61	275,900	331,400	401,700	438,500	534,700
62	277,000	332,500	403,200	439,500	535,700
63	278,100	333,600	404,700	440,600	536,700
64	279,200	334,700	406,200	441,700	537,700
65	280,200	335,700	407,200	442,600	538,500
66	281,300	336,800	408,300	443,600	539,400
67	282,400	337,900	409,400	444,600	540,300
68	283,500	339,000	410,500	445,600	541,200
69	284,500	340,000	411,500	446,600	542,100
70	285,600	341,100	412,400	447,600	542,900
71	286,700	342,200	413,300	448,600	543,800
72	287,800	343,300	414,100	449,600	544,700
73	288,700	344,000	415,000	450,700	545,600
74	289,800	345,000	415,900	451,700	546,500
75	290,900	346,000	416,700	452,700	547,400
76	292,000	347,000	417,600	453,700	548,300
77	292,900	348,100	418,300	454,600	549,200
78	293,900	349,100	418,900	455,200	550,100
79	294,900	350,100	419,500	455,900	551,000
80	295,900	351,100	420,100	456,600	551,900
81	297,000	352,100	420,400	457,400	552,800

82	297,900	353,100	421,000	458,100
83	298,800	354,100	421,600	458,800
84	299,700	355,100	422,200	459,500
85	300,600	355,700	422,600	460,000
86	301,500	356,300	423,200	460,700
87	302,400	356,900	423,800	461,400
88	303,300	357,500	424,400	462,100
89	303,900	358,200	424,900	462,600
90	304,600	358,700	425,500	463,300
91	305,300	359,100	426,100	463,900
92	306,000	359,600	426,700	464,600
93	306,700	360,100	427,000	465,100
94	307,300	360,500	427,500	465,800
95	307,900	361,000	428,000	466,500
96	308,500	361,500	428,500	467,200
97	309,200	362,100	429,100	467,700
98	309,800	362,600	429,600	468,300
99	310,400	363,100	430,100	469,000
100	311,000	363,600	430,600	469,700
101	311,400	364,000	431,000	470,200
102	311,800	364,500	431,500	
103	312,200	365,000	432,000	
104	312,600	365,500	432,500	
105	312,900	366,000	433,100	
106	313,300	366,500	433,600	
107	313,600	367,000	434,100	
108	313,900	367,500	434,600	
109	314,300	368,100	435,200	
110	314,600	368,600	435,700	
111	315,000	369,100	436,200	
112	315,400	369,600	436,700	
113	315,700	370,200	437,300	
114	316,100	370,700	437,800	
115	316,500	371,200	438,300	
116	316,900	371,700	438,800	
117	317,100	372,100	439,400	
118	317,400	372,600		
119	317,800	373,100		
120	318,200	373,600		
121	318,500	373,900		
122	318,900	374,400		
123	319,300	374,900		
124	319,700	375,400		

125	319,900	375,800				
126	320,300	376,300				
127	320,700	376,800				
128	321,100	377,300				
129	321,300	377,800				
130	321,700	378,300				
131	322,100	378,800				
132	322,500	379,300				
133	322,700	379,800				
134	323,000	380,300				
135	323,400	380,800				
136	323,700	381,300				
137	323,800	381,800				
138	324,100	382,300				
139	324,400	382,800				
140	324,700	383,300				
141	325,100	383,800				
142	325,400					
143	325,700					
144	326,000					
145	326,400					
146	326,700					
147	327,000					
148	327,300					
149	327,700					
150	328,000					
151	328,300					
152	328,500					
153	328,800					
154	329,100					
155	329,400					
156	329,700					
157	330,100					

備考 この表は、大学教育職員、テニユアトラック教育職員、寄附講座等教育職員及び教務職員に適用する。

別表第4 附属学校教育職俸給表 (一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	148,800	192,800	330,600	422,000
2	150,300	194,500	332,900	423,800
3	151,800	196,200	335,200	425,600
4	153,300	197,900	337,500	427,400
5	154,900	199,700	339,800	429,100
6	156,800	201,400	342,100	430,700
7	158,600	203,100	344,400	432,600
8	160,400	204,800	346,700	434,500
9	162,200	206,600	348,900	436,300
10	164,300	208,500	351,100	438,100
11	166,300	210,400	353,300	440,000
12	168,300	212,300	355,500	441,900
13	170,300	214,000	357,700	443,600
14	172,500	216,000	359,700	445,500
15	174,700	218,000	361,800	447,400
16	176,900	220,000	363,900	449,300
17	179,200	221,900	365,900	451,100
18	181,800	224,600	367,900	453,000
19	184,300	227,300	369,900	454,900
20	186,800	230,000	371,900	456,800
21	189,300	232,800	374,000	458,400
22	191,000	235,700	376,000	460,300
23	192,700	238,600	378,000	462,200
24	194,400	241,500	380,000	464,000
25	195,900	244,300	381,600	465,700
26	197,600	247,100	383,500	467,400
27	199,300	249,900	385,400	469,100
28	201,000	252,700	387,300	470,800
29	202,500	255,500	389,200	472,600
30	204,200	258,100	391,200	474,300
31	205,900	260,700	393,200	475,900
32	207,600	263,300	395,200	477,600
33	209,200	265,700	397,100	479,300
34	211,000	268,300	398,800	480,300
35	212,800	270,800	400,500	481,300
36	214,600	273,300	402,300	482,300
37	216,300	275,800	403,500	483,400
38	218,100	278,400	405,000	
39	219,900	281,000	406,400	



40	221,700	283,600	407,900
41	223,600	286,100	409,600
42	225,400	288,700	411,000
43	227,200	291,200	412,400
44	229,000	293,700	414,000
45	230,900	296,000	415,700
46	232,600	298,700	417,000
47	234,300	301,400	418,600
48	236,000	304,100	420,200
49	237,600	306,600	421,900
50	239,300	309,100	423,300
51	241,000	311,600	424,900
52	242,700	314,100	426,500
53	244,100	316,500	428,200
54	245,800	318,700	429,700
55	247,400	320,900	431,300
56	249,100	323,100	432,900
57	250,600	325,400	434,500
58	252,200	327,600	436,100
59	253,800	329,800	437,600
60	255,400	331,900	439,200
61	257,000	334,100	440,800
62	258,600	336,300	442,400
63	260,200	338,500	443,900
64	261,700	340,700	445,500
65	263,200	342,900	447,200
66	264,900	345,100	448,700
67	266,500	347,300	450,300
68	268,200	349,500	451,900
69	269,700	351,500	453,500
70	271,200	353,600	455,100
71	272,700	355,700	456,700
72	274,200	357,800	458,300
73	275,500	359,600	459,800
74	276,900	361,500	460,800
75	278,300	363,500	461,800
76	279,700	365,400	462,800
77	281,100	367,400	463,600
78	282,300	369,100	
79	283,500	370,800	
80	284,700	372,500	
81	286,000	374,200	

82	287,200	375,700
83	288,400	377,200
84	289,600	378,700
85	290,900	379,800
86	292,100	381,200
87	293,300	382,600
88	294,500	384,000
89	295,700	385,300
90	296,900	386,600
91	298,100	387,900
92	299,300	389,200
93	300,100	390,600
94	301,300	391,800
95	302,500	393,100
96	303,700	394,400
97	304,700	395,800
98	305,800	396,800
99	306,900	397,900
100	308,000	399,000
101	308,900	399,900
102	310,000	400,900
103	311,100	402,000
104	312,200	403,100
105	312,800	403,900
106	313,700	404,900
107	314,500	405,900
108	315,300	406,900
109	316,200	407,800
110	316,700	408,700
111	317,200	409,600
112	317,700	410,500
113	318,300	411,100
114	318,800	411,900
115	319,300	412,700
116	319,800	413,500
117	320,400	414,300
118	320,900	415,100
119	321,400	415,800
120	321,900	416,600
121	322,400	417,200
122	322,800	417,700
123	323,300	418,200
124	323,800	418,700

125	324,400	419,100		
126	324,800	419,600		
127	325,200	420,100		
128	325,600	420,600		
129	325,900	421,000		
130	326,300	421,500		
131	326,700	422,000		
132	327,100	422,500		
133	327,300	422,900		
134	327,500	423,400		
135	327,800	423,900		
136	328,100	424,400		
137	328,400	424,800		
138	328,600			
139	328,900			
140	329,200			
141	329,400			
142	329,700			
143	330,000			
144	330,300			
145	330,600			
146	330,900			
147	331,200			
148	331,500			
149	331,700			
150	331,900			
151	332,200			
152	332,500			
153	332,700			

備考

- 1 この表は、附属特別支援学校の附属学校教育職員に適用する。
- 2 職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 附属学校教育職俸給表 (二)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	148,800	164,400	285,600	411,600
2	150,300	166,500	288,700	413,100
3	151,800	168,600	291,800	414,600
4	153,300	170,800	294,900	416,100
5	154,900	172,800	297,600	417,600
6	156,800	175,000	300,700	419,100
7	158,600	177,200	303,800	420,700
8	160,400	179,400	306,900	422,300
9	162,200	181,700	309,900	423,700
10	164,300	184,500	312,800	425,100
11	166,300	187,200	315,700	426,500
12	168,300	189,900	318,600	427,900
13	170,300	192,800	321,400	429,200
14	172,500	194,500	323,700	430,600
15	174,700	196,200	326,000	432,000
16	176,900	197,900	328,300	433,400
17	179,200	199,700	330,600	434,700
18	181,800	201,400	332,900	436,100
19	184,300	203,100	335,200	437,400
20	186,800	204,800	337,500	438,800
21	189,300	206,600	339,800	439,900
22	191,000	208,500	342,100	441,300
23	192,700	210,400	344,400	442,600
24	194,400	212,300	346,700	444,000
25	195,900	214,000	348,900	445,300
26	197,500	216,000	350,800	446,600
27	199,100	218,000	352,700	447,900
28	200,700	220,000	354,600	449,200
29	202,400	221,900	356,500	450,500
30	204,100	224,600	358,400	451,700
31	205,800	227,300	360,200	452,900
32	207,500	230,000	362,100	454,100
33	209,000	232,800	363,900	455,300
34	210,700	235,700	365,700	456,200
35	212,400	238,600	367,500	457,100
36	214,100	241,500	369,300	458,000
37	215,700	244,300	371,200	458,900
38	217,400	247,100	372,800	
39	219,100	249,900	374,400	

40	220,800	252,700	376,000
41	222,600	255,500	377,400
42	224,400	258,100	378,900
43	226,200	260,700	380,400
44	228,000	263,300	381,900
45	229,900	265,700	383,500
46	231,600	268,300	385,100
47	233,300	270,800	386,700
48	235,000	273,300	388,300
49	236,700	275,800	389,800
50	238,400	278,400	391,300
51	240,100	281,000	392,800
52	241,800	283,600	394,300
53	243,100	286,100	395,500
54	244,800	288,700	396,800
55	246,400	291,200	397,900
56	248,100	293,700	399,100
57	249,600	296,000	400,600
58	251,100	298,700	401,800
59	252,600	301,400	403,100
60	254,100	304,100	404,400
61	255,700	306,600	405,700
62	257,200	309,100	406,800
63	258,700	311,600	408,200
64	260,100	314,100	409,600
65	261,400	316,500	410,800
66	263,000	318,700	411,900
67	264,600	320,900	413,100
68	266,100	323,100	414,300
69	267,800	325,400	415,300
70	269,300	327,600	416,500
71	270,800	329,800	417,700
72	272,300	331,900	418,900
73	273,600	334,100	419,800
74	274,900	336,300	420,600
75	276,200	338,500	421,400
76	277,500	340,700	422,200
77	278,900	342,700	422,900
78	280,100	344,600	423,700
79	281,300	346,500	424,500
80	282,500	348,400	425,300
81	283,800	350,200	426,100

82	285,000	352,000	426,800
83	286,200	353,800	427,400
84	287,400	355,600	428,100
85	288,500	357,100	428,800
86	289,500	358,800	429,500
87	290,500	360,500	430,200
88	291,500	362,100	430,900
89	292,600	363,800	431,600
90	293,500	365,100	432,300
91	294,400	366,500	433,000
92	295,300	367,900	433,700
93	295,800	369,400	434,200
94	296,600	370,700	
95	297,400	372,000	
96	298,200	373,300	
97	299,100	374,300	
98	299,900	375,300	
99	300,700	376,300	
100	301,500	377,300	
101	302,400	378,400	
102	302,900	379,400	
103	303,400	380,400	
104	303,900	381,400	
105	304,100	382,300	
106	304,500	383,200	
107	304,800	384,100	
108	305,100	385,100	
109	305,300	386,000	
110	305,600	387,000	
111	305,900	388,000	
112	306,200	389,000	
113	306,400	389,600	
114	306,600	390,500	
115	306,800	391,400	
116	307,100	392,300	
117	307,400	393,200	
118	307,700	394,000	
119	308,000	394,800	
120	308,300	395,600	
121	308,400	396,300	
122	308,700	397,100	
123	309,000	397,900	
124	309,300	398,700	

125	309,500	399,400		
126		400,100		
127		400,800		
128		401,500		
129		402,200		
130		402,900		
131		403,600		
132		404,300		
133		404,600		
134		405,200		
135		405,800		
136		406,400		
137		406,800		
138		407,400		
139		408,000		
140		408,600		
141		409,000		
142		409,600		
143		410,200		
144		410,800		
145		411,200		
146		411,800		
147		412,400		
148		413,000		
149		413,400		

備考

- 1 この表は、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の附属学校教育職員に適用する。
- 2 職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6 医療職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200



40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300	
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900	
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500	
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000	
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600	
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200	
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800	
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500	

82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000
86		291,900	328,500	350,300	
87		292,100	328,800	350,700	
88		292,300	329,200	351,100	
89		292,700	329,600	351,500	
90		292,900	330,000	351,900	
91		293,100	330,400	352,300	
92		293,300	330,800	352,600	
93		293,700	331,300	353,000	
94		293,900	331,600	353,400	
95		294,100	332,000	353,800	
96		294,400	332,400	354,100	
97		294,800	332,600	354,600	
98		295,100	333,000	355,000	
99		295,400	333,400	355,400	
100		295,700	333,800	355,800	
101		296,000	334,000	356,300	
102		296,300	334,400	356,700	
103		296,600	334,800	357,100	
104		296,900	335,000	357,500	
105		297,200	335,100	358,000	
106			335,500		
107			335,900		
108			336,300		
109			336,500		
110			336,900		
111			337,300		
112			337,700		
113			337,900		

備考 この表は、医療職員に適用する。

別表第7 看護職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600

40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	

82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		

125	299,900	331,900	367,600			
126	300,200	332,200				
127	300,600	332,600				
128	301,000	332,900				
129	301,200	333,000				
130	301,600	333,400				
131	302,000	333,800				
132	302,400	334,200				
133	302,600	334,500				
134	303,000	334,900				
135	303,400	335,300				
136	303,800	335,700				
137	304,000	336,000				
138	304,300	336,400				
139	304,700	336,800				
140	305,100	337,200				
141	305,300	337,500				
142	305,700	337,900				
143	306,100	338,300				
144	306,400	338,700				
145	306,500	339,000				
146	306,900	339,400				
147	307,300	339,800				
148	307,700	340,200				
149	307,900	340,500				
150	308,200	340,900				
151	308,500	341,300				
152	308,800	341,700				
153	309,200	342,000				
154	309,500					
155	309,700					
156	310,000					
157	310,400					
158	310,700					
159	311,000					
160	311,300					
161	311,700					
162	312,000					
163	312,300					
164	312,600					
165	313,000					
166	313,300					

167	313,600					
168	313,900					
169	314,300					

備考 この表は、看護職員に適用する。

別表第8（第21条の4関係） 在勤基本手当の月額

国名	所在地	級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
マレーシア	クアラルン プール	260,700 円	242,800 円	224,800 円	206,800 円	193,300 円	179,800 円	166,400 円	152,900 円



別表第9（第21条の4関係） 在外住居手当の限度額

国名	所在地	限度額			
		通貨単位	2級	3級	4級
マレーシア	クアラルン プール	マレーシア・ リンギッド	4,361	3,876	3,392